

令和元年（2019年）10月以降の介護予防・生活支援サービス事業 （第1号訪問・通所事業）の報酬単価等について

令和元年（2019年）9月11日
介護保険関係情報提供会資料

1. 介護予防訪問介護相当サービス費及び介護予防通所介護相当サービス費の報酬改定について

(1) サービス費の報酬改定について

令和元年10月1日からの消費税率の改定に伴い、介護報酬改定と同様に、介護予防・生活支援サービス事業に係る報酬も下記のとおり改定します。

また、費用の算定に当たっては、以下に掲げるほか、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとします。

なお、下記のサービス名称の表記については、サービスコード表の表記とは一致しませんので、ご注意ください。

① 訪問介護員等によるサービス費

ア 訪問型サービス費Ⅰ 267単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合に算定

イ 訪問型サービス費Ⅱ 104単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行った場合に算定

ウ 訪問型サービス費Ⅲ 271単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合に算定

エ 訪問型サービス費Ⅳ 105単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で9回目のサービスを行った場合に算定

オ 訪問型サービス費Ⅴ 69単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で10回目のサービスを行った場合に算定

カ 訪問型サービス費Ⅵ 286単位（1回につき）

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされている場合の1月の中で12回までのサービスを行った場合に算定

キ 訪問型サービス費Ⅶ 114単位（1回につき）

事業対象者、要支援2の者で、ケアプランにおいて週2回を超える程度の利用とされている場合の1月の中で13回目及び14回目のサービスを行った場合に算定

- ク 訪問型サービス費Ⅷ 55 単位（1 回につき）
事業対象者、要支援 2 の者で、ケアプランにおいて週 2 回を超える程度の利用とされている場合の 1 月の中で 15 回目のサービスを行った場合に算定
- ケ 訪問型サービス費Ⅸ 166 単位（1 回につき）
事業対象者、要支援 1・2 の者で、ケアプランにおいて主に 20 分未満の身体介護を行う場合で、1 月の中で 22 回までのサービスを行った場合に算定
- コ 初回加算 200 単位（1 月につき）
- サ 生活機能向上連携加算
 - (ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1 月につき）
 - (イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1 月につき）
- シ 介護職員処遇改善加算
 - (ア) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1000
 - (イ) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000
 - (ウ) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位× 55/1000
 - (エ) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (ウ)の 90/1000
 - (オ) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (ウ)の 80/1000
- ス 介護職員等特定処遇改善加算
 - (ア) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位× 63/1000
 - (イ) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位× 42/1000

- 注 1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアないしスを算定しない。
- 注 2 サの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。
- 注 3 アからケまでについて、事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に 90/100 を乗じる。なお、建物の範囲については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における取り扱いに準ずる。
- 注 4 アからケまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に 15/100 を乗じた単位を加える。
- 注 5 アからケまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に 10/100 を乗じた単位を加える。
- 注 6 アからケまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5/100 を乗じた単位を加える。
- 注 7 シについて、所定単位はアからサまでにより算定した単位数の合計とする。なお、(エ)及び(オ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。
- 注 8 スについて、所定単位はアからサまでにより算定した単位数の合計とする。ただし、算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれか算定していることを要件とする。また、(ア)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件と

する。なお、(7)または(イ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外とする。

② 通所介護事業者の従業者によるサービス費

ア 通所型サービス費Ⅰ 380 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で4回までのサービスを行った場合に算定

イ 通所型サービス費Ⅱ 135 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週1回程度の利用とされている場合の1月の中で5回目のサービスを行った場合に算定

ウ 通所型サービス費Ⅲ 391 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で8回までのサービスを行った場合に算定

エ 通所型サービス費Ⅳ 159 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で9回目のサービスを行った場合に算定

オ 通所型サービス費Ⅴ 106 単位（1回につき）

事業対象者、要支援1・2の者で、ケアプランにおいて週2回程度の利用とされている場合の1月の中で10回目のサービスを行った場合に算定

カ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1月につき）

キ 運動器機能向上加算 225 単位（1月につき）

ク 栄養改善加算 150 単位（1月につき）

ケ 口腔機能向上加算 150 単位（1月につき）

コ 選択的サービス複数実施加算

(7) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

① 運動器機能向上及び栄養改善 480 単位（1月につき）

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位（1月につき）

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480 単位（1月につき）

(イ) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）

運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位（1月につき）

サ 事業所評価加算 120 単位（1月につき）

シ サービス提供体制強化加算

(7) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

① 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 72 単位（1月につき）

② 事業対象者、要支援1・2の週2回程度 144 単位（1月につき）

(イ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

① 事業対象者、要支援1・2の週1回程度 48 単位（1月につき）

- ② 事業対象者、要支援 1・2 の週 2 回程度 96 単位 (1 月につき)
- (ウ) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)
 - ① 事業対象者、要支援 1・2 の週 1 回程度 24 単位 (1 月につき)
 - ② 事業対象者、要支援 1・2 の週 2 回程度 48 単位 (1 月につき)
- ス 生活機能向上連携加算 200 単位 (1 月につき)

ただし、運動器機能向上加算を算定している場合には、100 単位 (1 月につき) とする。
- セ 栄養スクリーニング加算 5 単位 (1 回につき)

ただし、算定は 6 月に 1 回を限度とする。
- ソ 介護職員処遇改善加算
 - (ア) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位 × 59/1000
 - (イ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位 × 43/1000
 - (ウ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位 × 23/1000
 - (エ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (ウ) の 90/1000
 - (オ) 介護職員処遇改善加算 (Ⅴ) (ウ) の 80/1000
- タ 介護職員等特定処遇改善加算
 - (ア) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位 × 12/1000
 - (イ) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位 × 10/1000

注 1 アからオまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。

注 2 アからオまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に 70/100 を乗じる。

注 3 アからオまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に 5/100 を乗じた単位を加える。

注 4 アからオまでについて、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に 1 月につき 240 単位を加える。

注 5 アからオまでについて、事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。

ア及びイ 376 単位

ウないしオ 752 単位

注 6 カ、キにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注 7 クの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取り扱いに準ずる。

注 8 スの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。

注 9 セの算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取り扱いに準ずる。

注 10 ソについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計とする。なお、(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。

注 11 タについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計とする。ただし、算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(ア)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする、なお、(ア)または(イ)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

注 12 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外とする。

(2) サービス費の報酬改定に伴う総合事業サービスコード表の修正について

10月1日の報酬改定に伴い、総合事業のサービスコード表についても修正します。新たなサービスコード表については、地域包括ケア推進室のホームページに掲載しますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、サービスコード表の修正にあわせて単位数マスタ(CSV形式)も掲載しますので、ご利用ください。

2. 区分支給限度基準額の見直しに伴う介護保険被保険者証の取り扱いについて

介護報酬の改定に伴い、区分支給限度基準額も見直しがなされます。これにより、すべての被保険者の区分支給限度基準額欄を修正する必要がありますが、国からの通知により、令和元年9月30日以前に交付した介護保険被保険者証については再交付を行わず、交付済みの介護保険被保険者証に記載された改定前の区分支給限度基準額を改定後の区分支給限度基準額に読み替えて対応しますので、ご承知おきください。

また、令和元年10月以降に交付する介護保険被保険者証については、新たな区分支給限度基準額を記載して交付いたします。

なお、具体的な読み替え単位数は下記のとおりです。

事業対象者・要支援1	5,003 単位	⇒	5,032 単位
要支援2	10,473 単位	⇒	10,531 単位

【担当】

長寿政策課地域包括ケア推進室

木津 嘉弘

外線：077-528-2741